

令和6年度鳥取県ライトハウス点字図書館事業計画書

当点字図書館は、身体障害者福祉法に基づく視覚障害者情報提供施設として見えない・見えにくい方等に、点字刊行物及び録音刊行物の作成や貸し出しを行うとともに、相談支援事業や白杖等を使つての歩行訓練やICT機器等を使つての生活訓練等を行つてきた。

さらに、平成30年度からは「視覚障がい者支援センター」として相談支援部門の拡充を行った。その後、各支援センターは、相談機関として着実に認知されるようになってきており、当事者を始め幅広い方から期待も寄せられている。

また、令和元年に成立した「読書バリアフリー法」に基づき鳥取県は、令和3年度から令和7年度までの5ヶ年の「鳥取県視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を令和2年度に全国に先駆け策定した。この計画の中では、推進体制の整備や人材の育成等点字図書館が果たすべき役割の重要性が記載されている。当点字図書館にはその役割を推進するため専任の職員も配置され、その取組には当事者や関係する機関・団体等からの期待も大きい。

さらには、令和4年に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づく取組や令和3年に改正されて令和6年4月施行の障害者差別解消法の合理的配慮義務の民間事業者への適用等、見えない・見えにくい方々への情報提供の環境は大きく変化してきているが、これらの変化を当事者の方が具体的に実感されるためには、支援の第一線である点字図書館の具体的な取組が不可欠であると認識しており、引き続きスピード感のある確かな取組を行っていく。

職員体制については、国の点字図書館職員配置基準は館長を含め5名であるが、点訳・音訳書籍等の更なる普及、歩行訓練等の各種訓練や相談支援へのニーズ拡大、読書環境の更なる整備等に対応するための増員を図つてきたところである。

具体的には、平成26年4月から点字指導員1名を増員、平成27年度には職員が半年間の県外研修により視覚障がい者の歩行訓練の指導者資格を取得、平成30年2月には相談支援機能強化のために情報支援員（相談支援担

当) を 1 名増員、平成 30 年 4 月に東部支援センターと中部支援センターに非常勤の相談支援員を各 1 名配置、令和 3 年 4 月には情報支援員(読書支援担当) 1 名を増員、県からの委託業務を担当する非常勤の点字補助員 1 名の配置を行ったところである。さらに相談支援体制の拡充のため、令和 4 年度には東部支援センターに、令和 6 年度には中部支援センターにそれぞれ非常勤の相談支援員が 1 名が増員となり、支援センターの職員体制も着実に整備されてきた。

このように職員体制も整備されてきており、引き続き研修等を通じての職員資質の向上を図ることにより、ますます重要になってきている点字図書館の役割を、スピード感を持って、効率的に果たしていくよう努めていく必要がある。

以下、令和 6 年度の具体的な項目として

1 読書が困難な方々に、利用しやすい読書環境の整備や必要な情報を得やすい環境整備を目指して次の事項に重点的に取り組んで行く。

(1) 見えない・見えにくい方等の読書に困難を有する方々に、より豊富に質の高いアクセシブル(読書困難者が利用しやすい)な刊行物を提供できるように、点訳・音訳ボランティア等の協力も得て引き続き図書、雑誌、県政だより・広報よなご等の広報物等の点訳及び音訳に努めていく。

併せて、点訳・音訳の広報物を提供をする自治体の拡大にも努めていく。

(2) 今後幅広い読書困難者の利用が期待されるマルチメディアデージー図書(※)の普及・定着については、支援団体・療育・教育機関等と連携して個別支援も含めて取り組んでいく。

(3) 点訳及び音訳等アクセシブルな刊行物の作成を担うボランティアの育成・資質向上を図っていく。

また、令和 5 年度から新たに始めたマルチメディアデージー図書作成等のボランティア養成にも引き続き取り組んでいく。

(4) 点字図書館利用者及びサピエ会員の登録拡大を図っていく。

見えない・見えにくい方はもとより、それ以外の方々に録音刊行物を必要としている方々へ普及はまだ不十分であり、引き続き点字図書館及

びサピエ図書館の利用促進を図っていく。

- (5) 隔月発行している声の情報誌「声の友」について、内容の充実と配布先の拡大に努める。
- (6) アクセシブルな電子書籍等を利用するための情報通信技術（ICT）の講習会等を実施する。
- (7) 読書環境整備促進のため県立図書館等公共図書館や学校図書館等とのネットワーク構築を図っていく。

公共図書館や学校図書館等は多くの住民や学生・生徒にとって読書に関して身近な窓口であることから、連携することにより、アクセシブルな書籍等を必要とする幅広い読書困難者の方々に必要な情報の提供が出来ることが期待できる。また、公共図書館や学校図書館等が読書困難者にとってもより身近な窓口になっていくことにも期待できる。

さらに、公共図書館や学校図書館等を通じて読書困難者のニーズ把握に努めていくとともに、一緒に体験会、個別支援、機器の貸出等に積極的に取り組んでいく。

- (8) ボランティアや公共図書館の協力も得て、対面朗読サービスの普及に努めていく。

2 県からの委託を受けて点字図書館の相談支援機能の強化を行い、具体的には県内3カ所に視覚障がい者支援センターを設置し、職員体制も拡充してきている。

各支援センターでは個別支援を中心に据えながらも、相談支援に係るネットワークの構築、交流の場の拡大、活動支援ボランティア等の育成、普及・啓発等の幅広い活動に努めており、各地区における見えない・見えにくい方々への総合的な支援が出来る拠点を目指していく。

3 ロービジョンケアの拡充のための相談体制・機器等の整備を行うとともに、ロービジョンの方々の相談窓口や医療、教育等と連携した取組を行う。

4 生活訓練として、歩行訓練、点字訓練、調理訓練及び近年活用が出来る分野が拡大し、当事者からのニーズも高いスマートフォン等ICT機器の操作訓練等を実施し、社会生活、日常生活の充実に努めていく。

併せてICT機器の操作訓練では障がいのある方のICTサポートセンターとの連携を強化していく。

5 見えない・見えにくい方に特化した障害福祉サービスである同行援護事業の利用拡大や質の高い同行援護従業者育成に取り組んでいく。

併せて、ニーズは高いと思われるものの取組が不十分であった代読・代筆の利用拡大にも取り組んで行く。

6 近年依頼が多くなってきている小学校等の教育現場や地域にも出かけて行って、見えない・見えにくい方への理解・支援のための普及・啓発活動に取り組む。

7 関係行政機関及び障がい者団体等と協力し、見えない・見えにくい方の諸活動の支援に努める。

8 点字図書館職員にはそれぞれ高い専門性が求められるが、県内には同一の業務を行っている職員、現場が少ないことから、資質向上のため県内外の研修会、講習会等に積極的に参加し、日々の業務に活かしていく。

(※) マルチメディアダイジー図書とは、音声と一緒に、文字や画像が表示される電子図書で、だれでも読書が楽しめるように工夫して作られた図書です。